

駐車場等の利用方法

1 駐車場料金

- (1) 利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金を支払うものとします。ただし、1時間までは無料です。
- (2) 駐車時間は、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間とします。
- (3) 駐車料金は、駐車場内に備え付けの精算機等により支払うものとします。精算手順に従い精算をしてください。
- (4) 下記に掲げる場合には、利用料金を減免します。総合受付（グリーンハウス）、又はスポーツアリーナ2受付へお越しください。

番号	対象	減免内容
1	障害者が施設を利用するために駐車場を利用する場合	駐車場利用料金の全額 ※ 障がい者手帳等の提示が必要
2	スポーツ大会等を運営する者、その他の大会関係者が駐車場を利用する場合（1大会あたり20台を限度とする）	駐車場利用料金の半額

2 駐車場利用時間 8時00分から22時00分

3 駐車ができない車輛・不正駐車

- (1) 本駐車場は、以下の車輛は駐車できないものとします。但し、個々の駐車場において駐車可能車輛の使用につき、特別の指定がある場合にはその指定に従うものとします。
- ※ 車輛の付属装着物及び積載物等を含めます。
- ア 大型車以外の場合、長さ6.0メートル以上及び幅2.5メートル以上の車輛。
- イ 大型車の場合、長さ12メートル以上及び幅2.5メートル以上の車輛。
- ウ 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車輛。
- エ 自動車ナンバーに覆いがされ、又は取り外されている車輛等、ナンバーの読み取りが困難な車輛。
- オ 自動車登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車輛。
- カ 仮登録中である車輛等の車体の特定が困難な車輛。
- キ 付属装着物があり、接触により施設、機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車輛。
- ク 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車輛等、施設又は機器に損傷を発生させ

るおそれがある車輛。

ケ 危険物、その他安全・衛生を害するおそれがある物、悪臭発生や液汁漏出の原因となる物を積載した車輛。

コ 他車輛との接触、積載物の落下のおそれがあるキャリア搭載車輛。

(2) 当駐車場の利用者又は駐車場以外に駐車をしていた利用者が、駐車料金を支払わず車輛を敷地外へ移動したときは、その利用者に対し、駐車料金を請求する場合があります。このほか、駐車場の機器を故意又は過失によって破損した場合は損害金を請求する場合があります。

4 その他注意事項

- (1) 敷地内は、時速8キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全に十分配慮すること。
- (2) 入庫及び出庫は原則として左折とすること。
- (3) 車輛内に貴重品を始めとする留意品については残置せず、身の回りに所持すること。
- (4) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車輛から離れる場合は窓を閉め扉及びトランクを施錠すること。
- (5) 駐車中の車内に乳幼児や児童を置き去りにしないこと。
- (6) 駐車中の車輛に動物を放置しないこと。
- (7) 前号に掲げるものの他は、全て施設管理者又は、駐車場係員の指示に従うこと。
- (8) 別紙1「施設の利用方法（共通事項）」をご確認ください。

5 禁止事項

- (1) 駐車場の車室以外の場所へ駐車すること。
- (2) 追い越しをすること。
- (3) 大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為をすること。
- (4) ビン、缶及び紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等の一切を捨てること。
- (5) 敷地内での車輛の駐車以外の行為（営業・宣伝・募金・署名活動等）をすること。
- (6) 非衛生的なものを積載・取付けたまま入場すること。
- (7) 駐車枠線外に駐車すること。
- (8) 車室をまたいで駐車すること。
- (9) カラーコーン・テープ・ロープ等にて封鎖している車室に許可なく進入、もしくは駐車すること。
- (10) 料金を精算せずに出庫すること。

6 免責事由

- (1) 管理者は、場内における車輛又はその積載物の盗難、紛失又は毀損について原則として責任を負いません。
 - ア 利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車輛又はその付属物もしくは積載物に起因して被った損害。
 - イ 車輛、積載物、取付け物及び車内の留意品についての盗品による利用者の損害（自動車盗、部品盗）。
 - ウ エアロパーツを装着した車輛で入場し、駐車場内の設備に接触等したことによる損害。
 - エ その他利用者の自己過失による損害。
 - オ 台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害。
 - カ 無断車輛及び他の車輛等に、入庫及び出庫を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により利用者が被った損害及びその他の損害。
 - キ 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害。
 - ク 施設管理者の責めによらない事由による出庫不能により利用者が被った損害及びその他の損害。

7 その他重要事項

- (1) 施設管理者は、駐車場で事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、車輛の移動その他必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 利用者が予め施設管理者への届出を行なうことなく7日間を超えて車輛を駐車している場合、撤去の対象とします。
- (3) 管理者は、車輛に警告書等の文章を貼り付ける場合があります。
- (4) ビデオ・カメラ等により駐車場内及びその周辺を撮影している場合があり、施設管理者は任意にこれを不正駐車の取り締まりに使用し、又は防犯・捜査等のための当局に提出する場合があります、利用者はこれを承諾するものとします。
- (5) 入庫時に発行された駐車券は出庫時必要となります。利用者が駐車券を紛失した場合、総合受付（グリーンハウス）にお申出ください。
- (6) 上記の他は、全て施設管理者の指示に従うものとします。